

令和4年第3回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 招集月日 | 令和4年3月25日(金) |
| 2 | 招集場所 | 女川町役場3階 小会議室 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 新福 悦郎 委員
3番 中村 たみ子 委員
4番 山内 哲哉 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 阿部 恵
生涯学習課長 中嶋 憲治
教育総務課 課長補佐 千葉 一志
教育総務課 課長補佐兼指導主事 田中 浩司
教育総務課 教育指導員 坂本 忠厚 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 課長補佐 千葉 一志 |
| 7 | 開 会 | 午前9時27分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。
すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点等
ございませんでしょうか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 1番 横井 一彦 委員
4番 山内 哲哉 委員 よろしくお願ひいたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、議事に移りたいと思います。
はじめに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」
をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、
内容をご説明申し上げます。
専決処分をした内容は、女川スタジアム周辺整備工事に係りま |

す契約の締結に対する意見についてでございます。

条例の制定、改正及び予定価格 700 万円以上の財産の取得につきましては議会の議決が必要となりますが、議案の提案は町長の権限であり、教育委員会に提案権はございません。

教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は、事前に教育委員会に意見を聞かなければならないと規定されております。また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を得るべき議案については、委員会は意見を申し出ることができるかと規定されております。

女川スタジアム周辺整備工事の契約締結に係る議案を、先般、町議会第 2 回定例会に提案するため、2 月 17 日付けにて、町長から教育委員会の意見を求められたところでございます。

本来であれば、教育委員会を開催して決定すべき案件でございましたが、町議会第 2 回定例会は 3 月 1 日に開会であり、町長から議会への議案送付は議会開会の 5 日前の 2 月 24 日に送付することとなり、町長から教育委員会へ求められた意見は遅くとも、前日もしくは当日まで申し出る必要がございました。

女川町教育委員会規則第 2 条の規定により、教育委員会の会議の招集は、教育長が会議の 3 日前までに、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して行うこととなっております。

ただし、急を要する場合はこの限りではないとされておりますが、諸般の事情を考慮いたしまして、喫緊に臨時で教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 4 年 2 月 18 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、本日の教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

なお、本案の具体内容につきましては、担当課でございます生涯学習課長から申し上げます。よろしく願いいたします。

生涯学習課長

それでは、内容について説明をさせていただきます。

本工事につきましては、女川スタジアムの周辺整備工事を電源立地地域対策交付金事業を活用して整備するものです。

はじめに契約方法について説明させていただきますので、議案参考資料 1-1 をお開きください。

工事名につきましては、女川スタジアム周辺整備工事であります。

本工事の入札方法は、総合評価落札方式による制限付き一般競

争入札として、令和4年2月14日に執行し、3社が応札しました。その結果、予定価格2億5,634万700円に対し、2億4,200万円で田中建設株式会社が落札。落札率は94.41%です。

工期につきましては、令和4年3月3日から令和4年10月31日までとしております。

なお、ほかの2社につきましては、調査基準価格を下回ったため落札不適となっております。

次に、工事概要につきまして説明させていただきます。

議案参考資料1-2、A3判の横の図面をお開きください。

女川スタジアム周辺整備工事の平面図です。

本工事の整備箇所につきましては、赤い線で囲まれた着色された箇所になります。白い部分のグラウンドと管理棟については建設済みでございます。

園路駐車場整備工、面積1万1,987㎡は、灰色に着色された箇所で、南駐車場は、普通車が222台、障害者用が5台、大型バスが5台、合計232台です。北駐車場は、普通車が40台、大型バスが2台、中型バスが2台、合計44台の駐車スペースを設置します。

園路は、芝生広場から管理棟前のふれあい広場までの106mを含む公園内の舗道等を整備するものです。

法面整備工5,468㎡は、緑色の芝生広場周辺、ピクニック広場を整備します。

広場整備工は、芝生広場の整備を行います。植栽工につきましては、グラウンド周辺のフェンス周りを中心に植栽をいたします。

給排水設備工は、公園内の屋外トイレの給排水になります。

電気設備工は、公園内の外灯等を整備します。

以上、専決処分の承認に係る説明といたします。

ご審議のうえ承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第2号は、承認されました。

続きまして、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 報告第3号は、人事に関する議案でありますので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩いたします。
(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。
報告第3号は、承認されました。
続きまして、議案第8号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 議案第8号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、内容をご説明申し上げます。
当該規則につきましては、女川町教育委員会が所管する事務を処理する組織について必要な事項を規定しております。
今般、女川町教育委員会組織を改編し、現行の教育総務課並びに生涯学習課の事務局2課体制から、教育局として一本化する改正を行うものでございます。
改正の内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案参考資料2-1、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。
右側が現行、左側が改正案でございます。
まず、第8条におきまして、事務局の組織として、事務局に教育局を置き、現行では、教育総務課並びに生涯学習課にございます合わせて五つの係を教育局に置くとするものでございます。
次に、現行の第9条及び、次のページの第10条におきまして、教育総務課並びに生涯学習課のそれぞれの係の事務分掌を規定しておりますが、左側の改正案で、まとめて第9条とし、事務局の各係の事務分掌に改めるものでございます。
なお、これにより、以降の改正条項を1条ずつ繰り上げてございます。
次に、議案参考資料の2-2の右側、現行第13条におきまして、職及び職務について規定しておりますが、教育局と改めることに伴い、「課長」、「課長補佐」とあるところを「局長」、「次長」とするなど、所要の改正を行うものでございます。
続きまして、議案参考資料2-3をお開き願います。

現行第 14 条の改正につきましては、前項の改正に伴うものでございます。

次に、同じページの現行第 21 条に関しましては、女川町総合運動場条例について、先般の町議会 3 月定例会の議案として当該条例の全部改正についてご提案申し上げ可決賜ったことに伴い、改正するものでございます。

また、表中の「位置」につきましては、総合運動場とする範囲に、新たに旧女川小学校の体育館が加わりましたので、位置の表記を追加するというものでございます。

次に、現行第 22 条の子どもの心のケアハウスの「位置」の規定に関し、現状に応じた位置に改めるものでございます。

次に、現行の一番下でございます第 24 条でございますが、次のページ、議案参考資料 2 - 4 にございます第 2 項の規定におきまして、教育機関の「職」及び「職務」に関し、第 13 条と同様に改正を行うものでございます。

現行第 25 条及び別表第 2 の改正につきましては、附属機関に係る主管課の規定及び主管課の欄を削除するという改正でございます。

最後に、議案参考資料 2 - 5 でございます。様式第 1 号中「課長」とあるのを「教育局長」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

また、経過措置として、別に辞令が発せられない限り、旧組織に勤務を命ぜられた者は、新組織に勤務を命ぜられたものとみなす旨を規定しております。

以上、規則の一部を改正する規則の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 8 号は、承認されました。

続きまして、議案第 9 号「行政組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長
教育総務課長

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
議案第9号「行政組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、内容をご説明申し上げます。
当該規則につきましては、前議案同様の理由により改正するものであり、今般の女川町教育委員会組織の改編に関連する複数の規則改正を一括して行うものでございます。
議案参考資料3-1をお開き願います。
関連する規則といたしまして、まずは学校教育法施行細則でございます。
学校教育法の施行に関し、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に定めるもののほか、必要な事項を規定しているものでございます。
新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。
学校教育法施行細則に関しまして、様式第1号及び様式第1号の1におきまして、「教育総務課」とあるところを「教育局」と改めるものでございます。
次に、議案参考資料3-2をお開き願います。
女川町立小中学校の管理に関する規則でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、女川町教育委員会の所管に属する小学校及び中学校の管理運営の基本的事項について定め、その適切な管理運営を図ることを目的に規定しているものでございます。
女川町立小中学校の管理に関する規則に関しましては、様式第2号中の「教育総務課」とあるのを「教育局」に改めるものでございます。
最後は、同じページでございます、女川町文化財保護委員の会議運営に関する規則でございます。
女川町文化財保護条例の規定に基づき、女川町文化財保護委員の会議運営について定めております。
こちらの規則に関しましては、庶務について規定している第6条において、「生涯学習課」を「教育局」に改めるものでございます。
議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。
以上、行政組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いし

ます。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号は、承認されました。

続きまして、議案第10号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長 議案第10号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の制定について」ご説明差し上げます。

恐れ入りますが、参考資料でご説明しますので、議案参考資料4、「女川町総合運動場の管理運営に関する規則(概略)」という資料をお開き願います。

令和4年2月14日に開催しました第2回女川町教育委員会で承認をいただき、第2回女川町議会3月定例会で可決されました女川町総合運動場条例の全部改正に伴いまして、現行の管理規則等の内容を精査しまして、新たに規則を整備するものです。

概要の表をご覧ください。

第1条の趣旨は、女川町総合運動場条例第19条、委任をうたっておりまして、その規定に基づき、必要な事項を定めるとしてあります。

第2条、使用許可の申請は、使用許可の申請の提出と第2項で特別の設備等の申請の提出を定め、第3条で第2条の申請に基づく許可を定めています。

第4条は、使用許可の変更及び取消しに係る申請書の提出と承認を定めております。

第5条は、使用者及び入場者の遵守事項を定めております。

第6条は、使用料の減免の割合を別表で、使用の減免に係る申請の提出と減免の可否の決定を定めております。

第7条は、管理上必要があるときは使用中の施設への職員の立ち入りを定めております。

第8条は、使用料の返還を行うことができる理由と返還申請書の提出を定めております。

第9条は毀損等の届出、第10条で使用終了後に報告し点検を受けると規定しております。

第11条、規定の読替えは、指定管理者へ管理を行わせる場合の

読み替えを定めております。

第 12 条の委任は、管理に関し必要な事項は別に定めるとして
います。

附則といたしまして、施行日は、令和 4 年 4 月 1 日からとして
おります。

右の表の別表は、減免の範囲と割合になっておりまして、町内
の保育所、小学校等が使用する場合は全額減免。高校等、町外
のスポーツクラブ等が使用する場合は 100 分の 50 の減免として
おります。

別添で、条例に基づく申請書の様式第 1 号から第 8 号を添付し
ています。

以上、内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろし
くお願いいたします。

以上です。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いし
ます。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 10 号は、承認されました。

続きまして、議案第 11 号「行政組織の改編に伴う関係訓令の整
理に関する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 議案第 11 号「行政組織の改編に伴う関係訓令の整理に関する訓
令の制定について」、内容をご説明申し上げます。

当該訓令につきましては、先程の議案第 9 号同様の理由により
改正するものであり、今般の女川町教育委員会組織の改編に関
連する複数の規程等の改正を一括して行うものでございます。

議案参考資料は 5 - 1 でございます。

関連する規程等といたしまして、まず、女川町教育委員会処務
規定でございます。

女川町教育委員会の事務局及び教育機関における事務処理等
に関し必要な事項を規定しております。

新旧対照表でございます。

まず、処務規程に関しまして、第 4 条、第 5 条及び別表第 1 にお
いて、「教育総務課長」、「課長」及び「課長補佐等」とございま

すところを「局長」、「教育局長」、「次長等」にそれぞれ改め、別表第2においては、往復文の文書記号について、「女教第 号」と改めるものでございます。

次に、女川町教育委員会公印規程でございます。

女川町教育委員会の公印に関し必要な事項を規定しております。こちらに関しましては、第4条、第5条及び第7条におきまして、「教育総務課長」を「教育局長」にそれぞれ改め、議案参考資料5-2でございます。別表中の管理者に関しまして、「教育総務課長」とあるのを「教育局長」にそれぞれ改め、生涯学習課長管理の公印を廃止し、「課長印」を「教育局長印」に改めるものでございます。

次の議案参考資料5-3をお開き願います。

様式第1号中「教育総務課」を「教育局」に改めるものでございます。

次の議案参考資料5-4をお開き願います。

女川町特別支援教育連携協議会設置要綱でございます。

障害のある子供の一人一人の教育的ニーズに応じた総合的な支援体制の整備を図るため、当該連携協議会の設置に関し規定しているものでございますが、こちらの要綱につきましては、第8条中「教育総務課」を「教育局」に改めるものでございます。

次に、女川町教育委員会苦情申立審査委員会の組織及び運営に関する要綱でございますが、こちらは、女川町教育委員会の所管に属する学校の職員の苦情相談に係る苦情申立審査委員会の組織及び運営に関し規定しているものでございます。

この中に関しましては、第2条中「教育総務課長、生涯学習課長及び教育総務課参事」とございますのを「教育局長、教育局参事及び教育局次長」に、第3条の「教育総務課長」、「生涯学習課長」をそれぞれ、「教育局長」、「教育局参事又は教育局次長」に改めるものでございます。第6条、第7条につきましても、関連改正でございます。

最後に、生涯学習推進本部設置要綱でございます。

こちらは、女川町町民憲章の理念に基づき、本町における生涯学習のまちづくり推進事業の総括的かつ効果的な推進を図るため、女川町生涯学習推進本部の設置に関し規定しているものでございます。

こちらの要綱に関しましては、第7条「生涯学習課」を「教育局」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の

訓令は、令和4年4月1日から施行するものとしてございます。以上、行政組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第11号は、承認されました。

続きまして、議案第12号「女川町教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 議案第12号「女川町教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容をご説明申し上げます。

当該要綱は、平成21年7月に施行され、その後、平成25年11月にパワーハラスメントに関する文言を加える改正がなされておりますが、人事院規則の一部改正に伴い、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント及び不妊治療に関するハラスメントに係る文言を新たに加える改正を行うものでございます。また、令和4年4月1日付けの行政組織の改編等に伴って所要の改正を併せて行うものでございます。

議案参考資料6-1をお開き願います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

当該要綱左側の改正案の第2条第1号中、ハラスメントに関して、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の文言を加え、第3号として、妊娠、出産、不妊治療、育児又は介護に関するハラスメントに関する定義を加え、現行の第3号を第4号、現行第4号を第5号とし、ハラスメントに起因する問題に関し改正を行っております。

また、次のページの別記様式におきましても、関連する文言を削除する改正を行っております。

そのほか、冒頭申し上げましたとおり、令和4年4月1日付けの行政組織の改編等に伴う所要の改正に関する条項について改

正を行っております。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の訓令は、令和4年4月1日から施行するものとしてございます。以上、要綱の一部を改正する訓令の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第12号は、承認されました。

続きまして、議案第13号「女川町総合運動場所長に対する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長 議案第13号「女川町総合運動場所長に対する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

改正の内容につきましては、女川スタジアム公園条例の制定に伴い、女川町総合運動場所長に対する事務の委任に女川スタジアム公園の管理に関する事務を追加し、女川町総合運動場管理規則の全部改正に伴う語句の訂正をするものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案参考資料7をお開き願います。

右側が現行で、左側が改正案となっております。

第1条の趣旨で、「女川スタジアム公園」の語句を追加しております。

第2条の委任に、(3)女川スタジアム公園条例の施行に関する事項のアからカを追加しております。

第3条は、規則の改正に伴う語句の整理を行っております。

なお、附則で、施行期日は、令和4年4月1日からとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

ます。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 13 号は、承認されました。

続きまして、議案第 14 号「女川町総合運動場使用料減免要綱を廃止する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長 議案第 14 号「女川町総合運動場使用料減免要綱を廃止する訓令の制定について」の説明をさせていただきます。

廃止の理由につきましては、先程、議案第 10 号で説明いたしました女川町総合運動場の管理運営に関する規則で、別表に減免範囲及び減免割合を定めることによりまして、女川町総合運動場使用料の減免要綱を廃止するものです。

議案参考資料 4 をお開き願います。

こちらに、先程議案第 10 号で説明いたしました、管理運営に関する規則(概略)という資料があります。こちらの別表で、減免要綱の中に同じ表をうたっておりました。こちらが管理運営規則に記載されたことによりまして、要綱を廃止するということになっています。

なお、附則で、この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日からとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 14 号は、承認されました。

続きまして、議案第 15 号「女川町社会教育委員の委嘱について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 議案第 15 号は、人事に関する議案でありますので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育長	<p>(「異議なし」の声あり) 暫時休憩します。</p>
教育長	<p>(書記退席) 休憩前の議事を再開します。 議案第 15 号は、承認されました。 議事は、以上です。</p>
12 報告事項	
教育長	<p>次に、6 番「報告事項」に入らせていただきます。 はじめに、私からご報告いたします。 「教育長報告事項」、「別添資料」の 2 部に基つきまして報告をさせていただきます。 「令和 3 年度も残りわずか」と書かせていただきました。 今年は寒い冬が続いたのですが、先週あたりは春を思わせるような暖かい日が続いておりましたが、彼岸入りの 18 日には寒さが戻ってしまいまして、雪が舞っておりました。それでも、庭の片隅にある福寿草が大きくなってくるなど、生命の息吹を感じる春がもうそこまでやってきております。 昨日、令和 3 年度の修了式が行われました。コロナ禍の中でこの 1 年間、子供たちには大変不自由な生活を強いてしまいまして、大変申し訳なく思っておりますが、子供たちは元気にこの令和 3 年度を終えることができました。 改めて、校長先生、教頭先生をはじめ、先生方のご指導に、過日行われました校長・教頭会議の場で御礼を申し上げたところでございます。 今日から春休みになります。 今日は一日入学などが行われているようでございますが、春休みは子供たちにとっては非常に気が緩む時期でもございます。 校長・教頭会議の席上で、この春休みの事故防止、教職員の事故防止も含めましてお願いしたところでございます。 一方で、この 3 月は、1 年間の成果と課題が明確に出てくる時期でもございまして、教職員の異動も今日新聞で発表されたとおりでございまして、引き継ぎの時期でもございます。 これも校長・教頭会議の場で、引き継ぎ等をしっかりと行うようお願いするとともに、この 1 年間の成果と課題をしっかりと確認をし、共有し、次年度につなげてほしい旨を話したところでございます。 教育委員の皆様には本当にこの 1 年間、コロナ禍の中ではございましたが、各種行事等に足を運んでいただきましたことに、</p>

改めて感謝を申し上げるところでございます。

2ページに入らせていただきます。

小学校の卒業式も終了しましたが、この原稿を書く時点での中学校の卒業式のことを書かせていただきました。

委員の皆様方にも、大変忙しい中、卒業式にご参列いただきまして感謝申し上げます。

委員の皆様方もご覧になったとおりでございますが、大変立派な式でございました。子供たちの巣立っていく姿を見て、本当に成長したなという感じがしたところでございます。

1名、午前の卒業式に参加できなかった、生徒さんの卒業式ですが、ご両親も出まして午後2時から行われました。久しぶりにお会いし、元気な姿を見て、安心したところでございます。午前中と同じような式の流れで行わせていただきましたが、あのような場を設定していただいた、あるいは働きかけを行っていただいた先生方のご配慮に感謝申し上げますとともに、一方で、このような場が当たり前になってはおかしいということで、これからの3年間をしっかりと指導を行っていかねければならないと肝に銘じたところでございます。

卒業生の皆さんは、あとでもご報告いたしますが、全員の進路が確定したところでございます。これからの人生、山あり谷あり、俗っぽい言葉ではございますが、あの37名の皆さんのこれからの頑張りを期待しているところでございます。

次に書かせていただいたのは、「3.11 追悼のつどい」でございます。

11年の歳月が流れたとは申せ、やはりこの3月11日という日が近づきますと、特別な思いが湧いてまいります。

委員の皆様もご承知のように、本年度から本町では、これまでの追悼式から自由献花方式の「追悼のつどい」に変わりました。当日は、震災慰霊碑前と生涯学習センターホールに献花場と祭壇を設けました。朝から多くの参列者がございまして、慰霊碑前には約800人、生涯学習センターホールには約300人の参列があったという報告をいただきました。

昼休み頃ですか、震災慰霊碑前でじっと海を見つめておられた男性の姿が大変印象的でございました。

町長が庁議で、あのように町民の皆様と一体となってお祈りできるのが非常にいい、今後もこのような形で行っていきたいということをお話されておりました。

これも町長がよく話しているのですが、これまでの10年、これ

からの10年ということで、あの震災のことを、これからの10年どのように伝えていかなければならないのか、これが私たちに課せられた大きな役目であるなど改めて認識をさせられたところでございます。

原稿に書くのが間に合わなかったのですが、その追悼のつどいのあとに、ご存じのように、3.16福島県沖の地震が発生いたしました。これは夜中の発生でございました。校長先生自ら深夜に校舎に駆けつけるなど、深夜から校舎内外、並びに翌日通学路点検等を行っていただきました。

これについてはあとで「別添資料」でもご報告させていただきますが、改めて先生方の尽力に感謝申し上げます。

また、教育委員会職員も、課長を中心にしまして真夜中から対応をしていただきました。

幸いにも大きな被害等はなかったのですが、地震がかなり強くて、職員の中には、家の中がめちゃくちゃになっているとか、本がみんな落ちてきたなど、報告をいただいております。

2回目の地震の揺れが強かったので津波も覚悟はしていたのですが、あの程度で収まってよかったかなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、3.11のこの時期にこういう大きな地震が発生します。やはり危機管理はしっかりとしていかなければならないと改めて感じたところでございます。

先生方、そして職員の皆様の尽力に感謝申し上げますところでございます。

小学校、中学校関係の行事につきましては、ここに記されているとおりでございます。

4ページに入らせていただきます。

この予定については、教育総務課長の資料とも若干重複いたしますが、春休みが3月25日（金）から4月7日（木）まで。

4月8日（金）に第1学期の始業式が行われます。

小学校の入学式が4月11日（月）でございます。

中学校の入学式は4月8日（金）、第1学期の始業式が終わった午後に行われます。

そのあとは、16日（木）に授業参観等が行われる予定でございます。

次からは「別添資料」についてご説明をさせていただきますので、「別添資料」をご覧ください。

1～2ページは、在校（庁）時間記録簿でございます。2月まで

の様子が載っております。

小学校、中学校とも、まだ 80 時間を超える先生はおりますが、校長先生の働きかけによりまして、80 時間を超える先生方は少なくなってきていると見ております。

2 ページが中学校でございます。

3 ページは、手書きの資料で恐縮でございますが、公立高等学校、いわゆる第一次募集の結果の一覧でございます。

第一次の結果はこのとおりでございます。

残念ながら 4 名が不合格になりましたが、昨日、第二次募集の発表がありまして、37 名全員の進路が確定したところでございます。

4 ページの資料は、石巻地区の高等学校の入試関係の最終結果を載せております。

定員に満たない学校が多いものですから、第二次募集がこのような状況になりました。

第二次募集の結果等については、4 月の教育委員会会議で分かる範囲で報告をしてもらいます。

4 ページはそのような状況でございます。

5 ページが定時制課程で、東松島高等学校はここにあるような状況でございます。

6 ページは、部活動に関する申し合わせ事項ということで、その通知がここに出しております。これにつきましては、教育委員会協議会で詳細についてお話をさせていただきます。

7～8 ページは、学び支援教室の 2 月分の取組の状況でございます。

毎月のようにしっかりとまとめられておりまして、学び支援教室の子供たちの成長が非常に出ているところでございます。

9 ページが、先程お話ししました 3.16 福島県沖の地震による地区巡視状況ということで、小・中学校の先生が巡視したものでございます。

ここにワンペーパーしか添付しておりませんが、実はこの後ろに点検状況が一目で分かるような写真がたくさん添付されておりました。

先生方の尽力に感謝申し上げるところでございます。

大きなことはなかったのですが、細かいところでは、例えば上三区では学校の方に上がってくる歩道に亀裂。あるいは、女川南区では役場前の歩道の亀裂、清水（日蕨）区につきましては清水集会所付近の亀裂、宮ヶ崎区では橋のところに段差ありなど

という報告をいただきました。

このナンバーは写真でございます。今回はワンペーパーだけ添付いたしました。

10 ページは、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者を特定するときの資料でございます。

これは教育総務課長がきめ細かくすばらしいと話していたのですが、非常にきめ細かく小学校でやっていただいております。

多分、保健所でも参考になる資料ではないかと思われま。

取り扱いには十分注意していただきますが、このように行動記録をしっかりと、11 ページでは、教卓からこのようなことで、給食のときはこのようになっているなど、きめ細かくやっていただいて、その結果、感染対策を講じてきた結果、濃厚接触者はなしという報告をもらったのですが、大変すばらしい資料であるなと思ってここに添付させていただきました。

12 ページは、来年度からN I E、新聞の関係なのですが、日本新聞協会実践指定校として、新たに女川町立女川小学校が加わったところでございます。

以前から新聞を読む子供たちということで目指してやってきたのですが、これを機に、さらに新聞というものに興味を持ってもらえればなと思っております。

13 ページは、参考までに、部活動の在り方が今いろいろ議論されておまして、令和6年度から地域移行になるということになっているのですが、その部活動への立ち合いの義務というのが法的にいつも言われているのですが、その参考資料を載せております。あとでお目通しいただければと思います。

続きまして、「教育長報告事項」6 ページになります。

「別添資料」の14 ページと両方ご覧になっていただければと思います。

東日本大震災女川町災害対策本部員会議という組織がございました。これは、委員の皆様方もご承知かと思いますが、震災直後に立ち上げられた会議でございます。回を重ねまして189回の会議が行われました。

3月15日(火)、第189回をもちまして、災害対策本部本部員会議の廃止が決定したところでございます。

これまでの本部員となられました皆様のご尽力に改めて敬意を表する次第でございます。

なお、「別添資料」の15 ページは、東日本大震災による概要や災害対策本部、復興関連事業の区切りという貴重な資料があっ

たので、ここに添付させていただきました。

(2)の災害対策本部は、震災発生翌日の平成23年3月12日(土)午前9時に、旧女川第一中学校校長室において第1回目となる災害対策本部会議を開催したと記されております。これは貴重な資料になるのかなと思っております。それでここに添付させていただきました。

「教育長報告事項」7ページに戻らせていただきます。

令和3年度は3回目なのですが、通算すると第27回の小中向連絡協議会が3月15日(木)に開催されました。

山内委員にもご出席いただいたのですが、ここで、今年度の連携と来年度の活動について、来年度以降の具体的な改善策について、おながわ放課後「楽校」について、あるいは情報交換などが行われたところでございます。いつも活発な話し合いが行われておりまして、今後の小学校、中学校との連携がより密になることを願っているところでございます。

校長・教頭会議は3月23日(水)に行われました。

生涯学習関係については、あとで生涯学習課長の資料で説明がでございます。

その他、ここにあるようなことがございました。

8ページに入りますが、大変楽しみにしていた青山学院大学の原晋監督の講演は延期となっております。

以下、ここにあるようなことがあったところでございます。

「おわりに」ということで、「STOP WAR」と書かせていただきました。連日ニュースで報じられておりますが、だれもが願っていると思いますが、一日も早い停戦を願っているところでございます。

まだまだ気が抜けませんと書いたのは、全体的には新型コロナウイルス感染症は減少傾向にあるのですが、本町も1人、2人、あるいは4人と続いております。石巻地区も多いし、昨日宮城県はぶり返してきたような感じで、いちいちその数字に一喜一憂するのもどうかと思うのでございますが、何か気になります。それで校長先生にも、春休みに気を抜かないようにということと、情報収集、あるいはそのときの対応等をしっかりするようお願いしたところでございます。

16ページに不審者情報を載せております。

これは、石巻市南中里4丁目地内で発生した不審者情報でございます。これも春休み中十分注意するよう学校にお願いしたところでございます。

教育総務課長

最後は、「人こそ力」ということで、長崎県の校長先生の書かれたものを載せております。時間のあるときお目通しいただければと思います。

私からの報告は、以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

「教育総務課報告・連絡事項」を申し上げます。

1番の日程関係、実施済みのところでございます。

(1)といたしまして、町議会3月定例会についてご報告いたします。

3月1日から10日間の会期で行われました。

一般質問は7名から、合計15件のご質問を頂戴いたしました。本課所掌分といたしましては、阿部美紀子議員より「中学校にお昼寝タイムの導入を」、佐藤誠一議員より「生涯学習でまちづくりを」というタイトルのもと「休日の部活動の段階的な地域移行の準備状況は」、「教員不足解消のため、向学館からの人材派遣等は可能か」とのご質問をいただきました。

いずれにつきましても、教育長よりご答弁をいただいております。

それから、本課関連する部分のみご報告申し上げます。

議案27件のうち、本課関連分といたしまして、令和3年度一般会計補正予算案、予算全般にわたって決算額を見越して精査を行ったところでございましたが、本課に係る部分の質問等はございませんでした。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。こちらは、学校医の報酬の改正を行うことを提案させていただきました。石巻市、東松島市と同額とする増額のご提案でございましたが、こちらについても可決を賜りました。

令和4年度女川町一般会計ほか各種特別会計予算につきましては、予算審査特別委員会に付託され審議が行われました。

最後に、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、新教育長といたしまして、現在の石巻市立石巻中学校校長の平塚隆氏につきまして、同意を求めたところ、満場一致にて議会の同意を得ることができました。

任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

4月1日に就任の辞令交付が行われる予定でございます。

次が、町長の令和4年度の施政方針についての説明、それから

その後、議会からの質疑が行われました。

一番最後にございます、常任委員会の閉会中の継続審査及び所管事務の継続調査の件につきまして、産業教育常任委員会の継続調査とする事件として、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度内に調査がすべて終了しなかったため、令和4年度も「女川向学館との連携の在り方について」継続調査されることとなりました。

2ページ目をお開き願います。

先程、令和4年度の予算につきまして予算審査特別委員会に付託したと申し上げましたが、その中での質疑内容を抜粋したものでございます。

項目のみ載せてございますが、歳入につきましては、特別支援教育就学奨励費補助金について、被災児童生徒就学支援事業費補助金について。歳出では、学校教材用備品購入費、奨学金貸付金、学習塾代等支援金、いじめ、不登校の状況、学校給食の賄い材料費、教育委員会事務局一本化について、外国語指導助手に関連してなどございました。

(2)番です。先程の教育長報告とも重複しておりますが、女川町追悼のつどいが3月11日(金)にございました。

(3)番、第3回小中向連絡協議会が3月15日(火)にございました。

(4)番、第2回奨学生選考委員会が3月18日(金)に行われました。詳細については、後ほどのその他のところでご説明申し上げます。

(5)番、第2回いじめ問題対策連絡協議会が3月22日(火)にございました。

実施予定でございます。

(1)第2回学校給食運営協議会が3月28日(月)に予定しております。

(2)令和4年3月末退職・転任教職員離任式が3月30日(水)午後1時30分から。(3)令和4年4月の転任等教職員着任式が4月5日(火)午後1時30分から。いずれも生涯学習センターホールで開催予定でございます。ご出席をよろしくお願い申し上げます。

(4)番、小・中学校「入学式」につきまして、中学校入学式が4月8日(金)午後1時30分、小学校入学式が4月11日(月)午前10時に予定されております。

大項目2番の3.16 発生福島県沖地震の影響に係る学校の対応

等についてです。

こちらにも重複しておりますが、午後 11 時 36 分に発生いたしましたこの地震で、本町の震度は震度 5 強という記録でございます。

学校の対応といたしましては、3月17日(木)を臨時休業とし、児童生徒の安否確認を行うとともに、校舎内外及び通学路の点検を行っております。

被害状況といたしましては、人的被害はございませんでした。また、校舎内外及び通学路も大きな被害はなかったというところでございます。

大項目 3 番、その他でございます。

まず、学校支援といたしまして、(1)番、宮城県トラック協会石巻支部青年部会様から、令和 4 年度入学の女川小学校児童に対し、クリアファイルと自由帳を頂戴しております。

(2)番、小学校第 6 学年児童の保護者から学校に対し、アルコール消毒液、使い捨て手袋を頂戴しております。

3 ページ目をご覧ください。

一般事項といたしまして、(1)令和 4 年度女川町奨学生の選考結果について、詳細を申し上げます。

山内教育委員が委員長を務められております。

まず、1 回目の会議が 2 月 3 日(木)にございました。この際には 4 名の申請の内容について審査が行われました。2 回目は 3 月 18 日(金)、こちらは 3 件の申請について審査が行われました。

結果につきまして、表でご報告申し上げます。

高等学校につきましては、ございませんでした。

高等専門学校で 1 名、月額 5 万円の貸付けが決定しております。

短大・大学につきましては、合計 6 名、月額合わせて 30 万円の貸付けが決定でございます。

年間といたしましては、7 名で 420 万円でございます。

なお、選考委員会は定期で 2 回行っておりますが、申し込みの受付自体は年度を通して行っております。申請があった都度、随時の開催をさせていただく予定でございます。

最後に、(2)番です。前回の教育委員会の中で、令和 4 年 4 月 1 日の児童生徒見込み数についてご報告を申し上げますが、別紙をご覧ください。行政区別に新 1 年生ほか、全学年について行政区ごとの調査表を添付してございます。

第 1 学年、今度新しく入る子供たちの 12 番から 18 番までが五

教育長
生涯学習課長

部浦地区のところですか。ここで4名です。26番から30番までが北浦地区と言われているところで、2名の入学です。

小学校合計欄ですと、五部浦地区が19人おります。北浦地区が17人の予定になります。

以上、ご報告でございました。

続いて、生涯学習課長から報告させます。

それでは、「生涯学習課報告・連絡事項」をご覧ください。

まずはじめに、生涯学習課事業についてということで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策です。

これにつきましては、宮城県から3月22日から4月10日までを再拡大防止期間ということで、現行の感染予防対策を継続するという指示が出ております。

それに伴いまして、本町でも、運動施設、社会教育施設につきましては、今までのガイドラインを実施しながら感染予防を徹底して行います。

学校開放事業につきましては、2月1日から3月21日まで中止としておりましたが、現在、学校開放を行っております。

また、スポーツ少年団につきましても、宮城県スポーツ少年団本部から要請がありまして、11日まで自粛になりました。

本町では、学校開放事業と併せまして、21日まで自粛という形をとらせていただいておりますが、こちらも現在のところは各スポーツ少年団体の意向に合わせて貸館を行っているという状況になります。

(2)番、令和4年第2回3月定例議会です。

こちらにつきましては、先程、教育長、教育総務課長からもお話がありましたが、本課に係る部分です。

まず、一般質問で、「生涯学習でまちづくりを」ということで、リーダーズバンク制度の整備について質問がございました。

「健康づくり事業の現状は」ということで、女川町内のウォーキングマップの作成、総合型地域スポーツクラブの現状はというご質問がありました。

一般議案といたしまして、工事の契約、先程教育委員会にも諮らせていただきましたが、スタジアム周辺工事の契約の関係を載せております。また、総合体育館の改修工事の変更契約。条例といたしましては、総合運動公園条例。この公園条例の名称の変更に伴いまして、町長部局ではありますが、女川町都市公園条例の一部も改正しております。

また、令和4年当初予算については、原案のとおり可決されて

おります。

(3)番、生涯学習課所管の施設整備状況です。

2月末現在になりますが、女川町総合体育館の改修工事、ただ今進捗率が66.8%。工期につきましては、5月31日までになっております。

ほぼ外観等のクラックの補修等は終わりました、今、大体育室の床の張替え作業を行っている状況になっています。

女川スタジアム周辺工事につきましては、3月3日に契約をいたしましたして、令和4年10月31日までということになります。

女川スタジアムの屋外の倉庫につきましても、2月3日に契約、工期は7月29日です。

女川スタジアムの屋外南トイレ等の建築工事につきましても、2月7日に契約、8月31日までとなります。

女川スタジアムに係ります工事はすべて発注済みということで、スタジアム周辺整備の10月31日が一番最後になります。これですべての女川スタジアム公園の整備が完了する形になります。

(4)番、すばらしい女川を創る協議会の見守り活動です。こちらにつきましては、令和3年度も実施しましたが、4月は総会等もございまして、実施はありません。ですが、5月からまた毎月第二水曜日の下校時間に合わせまして、午後3時から4時半まで見守りを行います。

(5)番、女川町のど自慢大会。これは今週の日曜日午後2時から生涯学習センターホールで行います。感染予防対策を万全にしまして開催いたします。

今回公募したところ、参加行政区が、旭が丘、大原北、女川南、女川北、宮ヶ崎の5行政区で行います。これにジュニア・リーダーが飛び入りで参加してアトラクションをする予定となっております。

(6)番、アイリスオオヤマの第7回プレミアリーグU-11チャンピオンシップ2022大会につきましては、本来であれば3月末の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大しまして各県の代表が決定できないという状況になりました。その関係で7月27日(水)から29日(金)に延期することに決定しております。

会場につきましては、女川町総合運動場の第一多目的運動場、第二多目的運動場、女川スタジアム、小・中学校の校庭もお借りしまして、8面を使いまして全国大会を3日間行うことになっています。

この全国大会につきましては、一度負けたら終わりではなくて、3日間最終順位まで決定するというので、各チームも3日間試合ができる形になっております。3日間ともコートをフルに使ってやります。ただ、準決勝、決勝は女川スタジアムの天然芝で行います。

次のページをお開き願います。

2番、こちらは、女川町の協働教育プラットフォーム事業になります。

(1)番、学校講師派遣ということで、令和3年度に実施した派遣事業を記載しております。

4月から次のページの3月11日までいろいろな講師を招きまして行いました。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている中ではありましたが、学校のご理解をいただきながら継続してやることができました。地域の講師の派遣数を増員することができまして、学びを充実させることができたと思っております。

次年度に向けまして、課題といたしましては、こういった講師の「人材バンク」があります。こちらの名簿を改めてリニューアルしていきたいと思っております。また、次世代の講師の発掘も検討していかなければならないということで、次年度の課題としております。

(2)番、潮活動。こちらの講座は、中学校でやっておりますが、令和3年度は9講座をやっております。大正琴もやっておりますが、こちらは、講師の先生方の新型コロナウイルス感染予防の関係で休講とさせていただいております。

延べ人数は477人になりました。

こちらの実施につきましても、学校のご理解をいただきながら実施させていただきました。

また、潮活動で行いました江島法印神楽、潮騒太鼓などを文化祭で発表をさせていただきました。また、探訪クラブの写真などの発表の場もできました。

(3)番、家庭教育支援ということで、こちらの講座を開催しております。

この中で新しくできたのが、次のページになりますが、12月19日(日)のファミリーおはなし会でございます。生涯学習センターホールを使いまして、小学校のおはなし会おひさま、ジュニア・リーダー、子供司書の方々が連携を取りまして、おはなし会を開催しました。

子供たちが自主的に動いて読み聞かせをやったり、それに劇を入れたり、また、女川町図書室の職員がそこに音楽を流したりということで、いろいろなことができたということで、見に来られた父兄の方々も継続してお願いしたいというお話もありましたので、来年度も形を変えながらやっていきたいと思っております。

地域支援につきましては、12月18日（土）に行いました。こちらにつきましては、もちつき大会、門松づくり、縁日をまとめて行いました。本来であればそれぞれ別に行っていたのですが、新型コロナウイルス感染症の関係もあって一堂に集うということが難しい状況でしたので、大きい体育館を使いまして、区画を分けて密にならないように開催させていただきました。これも伝統行事なので、門松づくり、もちつき大会などは継続してやっていきたいと考えております。

(3)番、女川町子どもの放課後の居場所づくり事業ということで、新聞等で報道もされておりますが、おながわ放課後「楽校」、こちらは、令和3年度、教育総務課の先生方、生涯学習課、それから、いろいろな地域の方々のご協力をいただきまして、開催することができました。

火曜日から金曜日までは子供たちの宿題や外での遊びをやって、月曜日に関しましては、(2)の特別講座をやらせていただいております。こちらの中でスポーツ教室、アクティブ、将棋道場ということで月曜日にいろいろやらせていただきました。

次のページになりますが、後半につきましては、坂本教育指導員のお力を借りながら、「難問チャレンジ」、「漢字検定」、「外国の様子を聞いてみよう」というような講座も併せてやっています。

今回、春休み期間中、学校はないのですが、年度末の来週の月曜日から木曜日にかけて予定しております。児童クラブを利用の児童を対象ですが、こちらで女川町総合体育館の上にある山に登ったり、いろいろなところを最後に計画しているところです。

こちらに関しまして、教職員の方々からこういったような感想等もいただいております。

2番目にありますが、放課後「楽校」を楽しみにしている児童が多く、宿題や課題を終わらせられるのも保護者の皆様からすると助かったと思います。交友関係も広がったり、仲が深まったりする様子も見られたので、今後もお願ひしますということで

した。

縦割りのつながりができて、学年だけではなくて、一緒に放課後「楽校」をやるということで、第1学年から第6学年の縦のつながりも深めてきているというところがよかったのかなと思っております。

以上、感想になります。

次のページになります。

子供司書講座、令和3年度も8名の参加でやることができました。こちらは第1期から第9期となっております、今までで合計54名が子供司書の認定をされました。

ただ、中学校を卒業したり、高校などに行くとそういった関わりが少なくなってきたので、先程言いましたファミリーおはなし会などに卒業した子供たちも呼びながら協力できればいいなと考えておりました。

(2)番、出前講座です。これは宮城県の巡回小劇場、講演会をこのような形で行っております。

(3)番、青少年教育ということで、ジュニア・リーダーの活動を次のページにかけて記載されているように行っております。

3月11日に6年間の活動に対して感謝状ということで、多澤聖菜、香楓さん、高橋小紅さんの3人に教育長から感謝状の贈呈を行っております。

最後、青少年国際交流のHLABでございます。新型コロナウイルス感染症が拡大して女川町内で対面ではできませんでしたが、夏はオンラインでしたが、冬は日帰りではありましたが、対面できました。来年も引き続き宮城県の協力をしながら事業を進めていきたいと考えています。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

教育長 ただ今の報告事項について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

中村委員 教育総務課報告において、議会で教育委員会関係として2件の一般質問があったということで、教育長先生による答弁がなされたようですが、どのような答弁だったのでしょうか。

教育長 まず、お昼寝タイムにつきましては、一斉には難しいだろうと。子供たちも昼休みにいろいろな過ごし方をしているので、まずはそれを尊重しながら、確かに眠くなるような子供もいるので、もしそういう児童生徒がいたら、例えば畳の部屋を利用するなどして、希望する児童生徒には対応していきますというような答弁をさせていただきました。

もう1点、部活動の段階的な地域移行については、令和6年度から始まるわけで、校長先生と今話し合いを進めているところなのですが、女川に一番合った在り方を探しながらも、例えば一つの部をまずやってみる。あるいは、町長からも出ていたのですが、生涯スポーツという視点から、町民の方も一緒に土曜日、日曜日に何かするようなスポーツクラブ的なものをやるなど、そういうことを試行的にやって、女川町で一番どの方法が合うか探していこう。ただし、その際に大きな課題は、指導者不足であると。これが非常に問題となるので、そういう課題などを明らかにしながら、1年間まだあるわけですが、あつという間に1年間は過ぎるので、校長先生にはこのような形で進めていこうというような案は出しておりますが、今、校長先生と検討しているところですよというような答弁をさせていただきました。

女川向学館の人材派遣については、派遣という形ではできないのですが、今までいろいろな支援をいただいています。今度、町補助教員という仕組みがあって、これは町長のご理解でかなりの人数の補助教員の配置をしていると。それに女川向学館で職員が応募してくれないかということで、これは前からお願いをしていたのですが、現実的にはなかなか、震災直後のようにいっぱい来ているわけでもないし、今度は新たに独立というか分家して「まちとこ」という形になったわけですので、人の集まりが非常に厳しいところを今聞いております。現実的にはまだ申し込んでいる人がいないのですが、そこまでは答弁していないのですが、女川向学館には町補助教員を申し込みを行うよう働きかけをしていますという答弁をしたところでございます。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

中村委員 はい。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、委員会協議会でお願いできればと思います。

それでは、報告事項は、以上で終わらせていただきます。

13 その他

教育長 それでは、7番「その他」に入ります。

教育総務課長、生涯学習課長、何かございませんか。

教育総務課長 その他といたしまして、資料で配付いたしました要請書の「写

し」をご覧いただきたいと思います。

2022年2月14日付けにて、女川町議会議員、阿部律子氏並びに高野晃氏から、「ALPS処理水（汚染水）を一方向的に「安全」だとするチラシを児童生徒に配布しないよう求める緊急の要請書」が町長、教育長あてにございました。

要請書の内容は、文部科学省が、放射線問題の副読本と併せて、ALPS処理水（汚染水）についてのチラシを学校現場に送付したことについて、チラシの内容は一面的であり、首長、教育委員会も通さず児童生徒に配布し、学校現場から家庭での活用にも配慮を求めていることについて問題があるとし、チラシの配布を見合わせるべきだとの内容でございました。

本チラシの配布状況について女川小・中学校に確認しましたところ、児童生徒へは未配布でございました。

今後の取扱いにつきましては、学校との共通認識のもと、当該チラシは今後も配布はせず、副読本につきましては、学校保管とし、必要に応じて活用していくこととしております。

なお、本件は、教育委員会に対する陳情書等の取扱いに基づくものとし、教育長が内容を確認のうえその取扱いを判断した結果、直近の教育委員会に報告することとしたことから、今般、その「写し」を配付させていただきました。

以上、要請書に関するご報告でございます。

教育長

この件につきまして何かございませんか。

これはご存じのように、新聞に大きく取り上げられたことでございます。

本町では、事前に学校でしっかりとこういう文書等については確認のうえ、配布するものについては学校長の判断に委ねておりますが、しっかりと対応していただいております。

他地区では、配布した学校、配布しない学校ということで、議会でも取り上げられた市町があると聞いております。

いずれにしましても、今、教育総務課長からお話してもらいましたが、このような対応でいきたいと思っております。

学校にいろいろな文書が来るものですから、これは校長・教頭会議でもお願いしているのですが、しっかりと見て、校長先生の判断のもと配布等をお願いしているところでございます。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、来月の日程を組ませていただきたいと思います。

[4月26日(火)午前10時からということで調整]

教育長 26日火曜日ということで組ませていただきます。

それでは、令和4年第3回教育委員会は、これで終了させていただきます。

14 閉 会 午前11時05分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

議案第8号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)

議案第9号「行政組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」(承認)

議案第10号「女川町総合運動場の管理運営に関する規則の制定について」(承認)

議案第11号「行政組織の改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令の制定について」(承認)

議案第12号「女川町教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)

議案第13号「女川町総合運動場所長に対する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」
(承認)

議案第14号「女川町総合運動場使用料減免要綱を廃止する訓令の制定について」(承認)

議案第15号「女川町社会教育委員の人事について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 課長補佐 千葉 一志

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和4年4月26日

会議録署名委員

1 番委員

4 番委員